

※ 本資料は、平成28年度第2次補正予算原案に基づいて作成したものであるため、成立した予算の内容に応じて変更があり得る。

熟練農業者のノウハウの「見える化」に関する事業内容（案）について

1. 「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち熟練農業者のノウハウの「見える化」

若者などが短期間で技術を身につけられるシステム等を構築

(1) 熟練農業者の技術を継承するシステムの横展開

事業実施主体が、事業実施主体を構成する熟練農業者等の技術やノウハウについて、熟練農業者等の農作業、栽培環境、栽培結果（収穫量等）等の情報をICTやAI等を活用して形式知化・解析等を行うことにより、新規就農者等が栽培技術等を短時間で継承することを可能とするシステムを対象に、その横展開のための支援を行う。

(2) 新たな生産・流通支援システム

ベンチャー企業等の新たな技術を農業に導入しようとする者が、AI、IoT、ドローン等を活用した新たな生産・流通支援システムを生産現場へ導入・普及する取組を支援する。

2. 事業の要件スキーム

(1) 事業実施主体

地域協議会（農業生産法人、農業者、ベンチャー企業等の民間企業、協同組合、学校法人、独立行政法人、都道府県、市町村等を構成員とする任意団体）又は民間団体（民間企業、協同組合、公益法人等）

(2) 補助対象経費

備品費、事業費（会場借料、通信運搬費、実験機器等の借上費、装置等の改良に要する経費等）、旅費、謝金、人件費、委託費等

(3) 補助率

定額

（問い合わせ先）

大臣官房政策課技術政策室

03-6738-6159（直通）

